越知町家具等安全対策支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

越知町長 小田保行

越知町家具等安全対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越知町補助金交付規則(平成25年越知町規則第19号)の規定に基づき、越知町家具等安全対策支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町は、南海トラフ地震等の発生における家具等の転倒、収納物の落下防止、ガラスの飛散防止、感震ブレーカーの設置、その他町長が必要と認める対策(以下「家具等安全対策」という。)を講じる世帯に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

- 第3条 この事業により補助を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号の全てに該当するものとする。ただし、別表1に掲げるいずれかに該当すると認められる場合は補助の対象としない。
 - (1) 越知町内に住所を有し、現に居住するもの
 - (2) 越知町税及び高知県税を滞納していないもの

(補助対象経費、補助要件及び補助金額)

- 第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費(以下「補助対象 経費」という。)、補助要件及び補助金額は、別表2に定めるとおりとする。
- 2 補助対象者が行う補助対象事業のうち、対策事業に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外するものとする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助対象者は、当該交付を受けようとする事業(以下「補助事業」という。)着手前までに交付申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請は、1世帯につき1回を限度とする。
- 3 補助対象者が補助金の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等 (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第10 8号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法 (昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。)がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

- 第6条 町長は、前条に定める申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。
- 2 補助対象者は、補助事業の交付決定通知書を受けてから事業着手するものとする。

(補助内容の変更等)

- 第7条 補助内容の変更等は、変更申請書(様式第3号)を町長に提出するものとする。ただし、事業費の30パーセント以内の増減であって、かつ、補助金額に変更を及ぼさない軽微な変更は、この限りではない。
- 2 補助事業変更の承認については、変更決定通知書(様式第4号)により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度に属する3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)を町長に報告しなければならない。

(補助金の確定)

- 第9条 町長は前条の報告があった場合は、その書類の審査を行い、補助金の確定額を確定通知書 (様式第6号)により、補助対象者に通知するものとする。
- 2 町長は補助事業の内容が不適当であると認められるときは、補助対象者に改善を求めることができる。

(補助金の交付請求及び交付)

- 第10条 前条の規定による補助金の確定通知を受けた補助対象者は、交付請求書(様式第7号)により、町長に補助金の交付を請求するものとする。
- 2 町長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(書類の保管)

第11条 補助対象者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(免責)

第12条 当該事業により金具等が取り付けられた家具が、地震等により万一転倒し、被害が発生した場合において、町は、その責を負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 越知町家具転倒防止金具等取付け事業実施要綱(平成26年越知町告示第60号)は、廃止する。
- 3 越知町感震ブレーカー購入費補助金交付要綱(令和元年越知町告示第45号)は、廃止する。

別表1(第3条関係)

- 1 暴力団(越知町暴力団排除条例(平成23年越知町条例第11号。以下「暴排条例」という。) 第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴排条例第2条第2号に規定 する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員であるとき。
- 4 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義を持ってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

別表2(第4条関係)

補助対象経費	家具等安全対策の購入に要する費用並びにそれらの取付けに係る作業の経費とする。ただし、取付けを伴わず、購入する場合は、本事業の対象としない。
補助要件	取付け方法等は、次に掲げるものとする。
	・家具等の転倒防止対策は、家具等を家屋の床や壁、柱へ固定するなどの方 法により行うものとする。 ただし、取付けに際し、床又は壁等の改修は行わないものとする。
	・収納物の落下防止対策は、金具や棒、ネット等により、収納物を抑える等の方法により行うものとする。
	・ガラスの飛散防止については、次の各号の全てに該当するものであること。 (1)既存ガラスの種別が、合わせガラス等の飛散のおそれのないものではない。
	(2)飛散防止対策として施工する「飛散防止フィルム」は、JISA5759のガラス飛散防止性能(記号A、記号B)を満足するものである。
	感震ブレーカーの設置については、次の各号の全てに該当するものであること。
	(1)感震ブレーカーとは、地震により感震センサーが揺れを感知し、又はおもり
	│ の落下によりブレーカーを落として電力供給を遮断する等、地震時若しくは地 │ 震後の通電による電気火災の抑制のために有効に作動する機器をいい、それ │
	展後の通電による電気人気の抑制のために有効に作動する機器をいい、 これ を内蔵する機器も含む。
	(2)感震ブレーカーを地震時の電気火災の抑制のため有効に作動するよう設置を行うもの。
	これまでに越知町家具転倒防止金具等取付け事業実施要綱(平成26年越知町告示第60号)による金具等の取付けを実施済みの家屋及びこの要綱による安全対策を実施した家屋は、対象外とする。
補助金額	上記の補助対象経費の額とする。ただし、1世帯あたり32,000円を上限とする。
	補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

 基知町長
 様

 住所申請者 氏名 @
 電話番号

越知町家具等安全対策支援事業費補助金交付申請書

越知町家具等安全対策支援事業費補助金交付要綱の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 金

円

2 概要

家屋の所在地		
安全対策費(見積額)		
	家具等の転倒防止対策	力所
安全対策の内容	収納物の落下防止対策	为所
	ガラスの飛散防止対策	カ所
	感震ブレーカーの設置	力所

3 添付書類

- ・家屋の所有者であること又は所有者からの同意を得ていることが確認できる 書類
- · 市町村税、県税納税証明書
- 安全対策予定箇所の写真
- ・見積書(内訳が確認できるもの)

第 号 年 月 日

様

越知町長

越知町家具等安全対策支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました越知町家具等安全対策支援 事業費補助金については、越知町家具等安全対策支援事業費補助金交付要綱第 の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付決定額 金 円

様式第3号(第7条関係)

(水风为O勺(为/木)(水)			_		
			年	月	日
越知町長		様			
	住	所			
	氏	名		Εħ	
	電	話番号			
越知町家具等安	全対策支援	事業費補助金	変更申請	書	
越知町家具等安全対策支援					83
ので、越知町家具等安全対象す。	R文坂事 来 實作	用切金父何安和	の規定に	より申請	しま
	后				
					\neg
対策事業の変更の内容					
					_
変更の理由					
対策事業の変更後の経費の	所要領				
TO THE POWER OF THE PARTY OF TH	771 25 107				
変更後の交付申請額					

※添付書類

(1) 対策事業費見積書(変更後の経費の所要額が分かる書類)

変更後の交付決定額

様式第4号(第7条関係)	-		
	年	月	日
樣			
越知町	Ę		ED
越知町家具等安全対策支援事業費補助金変更	更交付決定	通知書	
年 月 日付けで変更申請のありま 策支援事業費補助金については、越知町家具等安全対 要綱の規定により、下記のとおり変更して交付するこ 知します。	策支援事業	養補助金	è交付
五章			
対策事業の変更の内容			
変更の理由			
対策事業の変更後の経費の所要額			

年 月 日

越知町長 様

住所 申請者 氏名 電話番号

FII

越知町家具等安全対策支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号により交付決定を受けた越知町家具 等安全対策支援事業について、補助事業が完了したので、越知町家具等安全対 策支援事業費補助金交付要綱の規定により下記のとおり報告します。

話

- 1 実績額 金 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 取付箇所

家具等の転倒防止対策		カ所
収納物の落下防止対策		カ所
ガラスの飛散防止対策		カ所
その他()	カ所

4 取付依賴業者

- 5 添付書類
- (1) 家具等安全対策に要した経費内訳が確認できる領収書(写し)
- (2) 家具等安全対策の実施前後の写真

第 号 年 月 日

様

越知町長

越知町家具等安全対策支援事業補助金確定通知書

年 月 日付で完了報告のありました越知町家具等安全対策支援事業 については、検査の結果、補助事業の内容に適合しているので、越知町家具等 安全対策支援事業補助金交付要綱の規定により下記の通り通知します。

記

補助金確定額 金 円

越知町長 様			4	Я	Н
	申請者	住所 氏名 電話番号			ED
越知町家具等	安全対策支援事業費補	助金交付訂	青求書		
年 月 日代全対策支援事業費補助金を	オ 第 号で確定を でででである。 ででである。		た越知	町家具	等安
	五言				
補助金請求額 金	円				
金融機関名	銀行 信用金月 農村	車			店
口座種類	普遍	・当座			
口座番号					
フリガナ					
口座名義人					